

集稲の「シンク能改変イネ」が開発され、2017年から栽培試験が始まっている。安倍政権、そしてそれを引き継ぐ菅政権が掲げる農業競争力強化は、けっして農業や農家を強化するものではない。企業や政府研究機関などの技術開発力を強化するためのものである。今回の種苗法改正は、ゲノム編集技術という新たな種子支配の技術

「敵基地攻撃論」の憲法適合性

清水 雅彦

イージス・アショアから

「敵基地攻撃論」へ

6月15日に河野防衛相がイージス・アショア配備計画の停止を発表し、同18日に安倍首相が「敵基地攻撃能力を含む安全保障戦略の見直し」を発表した。そして、自民党政務調査会国防部会・安全保障調査会は、「わが国への武力攻撃の一環として行なわれる、国民に深刻な被害をもたらしている弾道ミサイル等による攻撃を防ぐため、……相手領域内でも弾道ミサイル等を阻止する能力の保有を含めて、抑止力を向上させるための新たな取り組みが必要である」との「国民を守るための抑止力向上に関する提言」を8月4日に発表する。

が登場したのに合わせたタイミングで出されてきた。この技術を用いた新品種開発が過熱化している。いっそう重要になってきた知財保護の強化を目的に登録品種を手厚く保護し、自家採種・自家増殖禁止を全植物種にまで拡大しようというのである。（あまがさ・けいすけ／ジャーナリスト）

る提言」を8月4日に発表する。

さらに、9月11日には安倍首相が「内閣総理大臣の談話」で、朝鮮（私は「北朝鮮」なる政府・マスコミ用語は使用しない立場である）を名指し、イージス・アショア配備計画停止の「代替として取り得る方策」として、「抑止力を強化するため、ミサイル阻止に関する安全保障政策の新たな方針」を菅政権への置き土産にした。

以前から議論されてきた「敵基地攻撃論」

いわゆる「敵基地攻撃論」は、今回急に出てきたものではない。1956年2月29日に衆議院内閣委員会で、船田中防衛庁長

官は、「わが国に対して急迫不正の侵害が行なわれ、その侵害の手段としてわが国土に対し、誘導弾等による攻撃が行なわれた場合、座して自滅を待つべしというのが憲法の趣旨とするところだ」というふうには、どうしても考えられないと思うのです。そういう場合には、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、たとえば誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能であるといふべきものと思います」と答弁した。ただ、1959年3月19日の衆議院内閣委員会における伊能繁治郎防衛庁長官答弁で、「しかしこのような事態は今日においては現実の問題として起こりがたいのでありまして、こういう仮定の事態を想定して、その危険があるからといって平生から他国を攻撃するような、攻撃的な脅威を与えるような兵器を持っているということは、憲法の趣旨とするところではない」と答弁する。

近年では、2010年6月14日の自民党政務調査会・国防部会「提言・新防衛計画の大綱について」、2017年3月30日の自民党「弾道ミサイル防衛の迅速かつ抜本的な強化に関する提言」、2018年5月29日の自民党政務調査会「新たな防衛計画

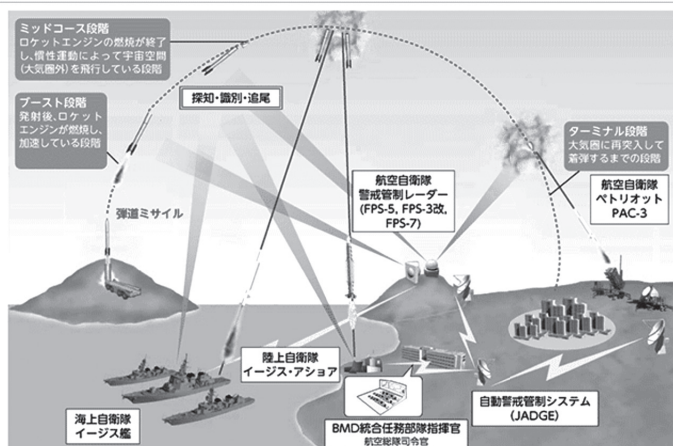
の大綱及び中期防衛力整備計画の策定に向けた提言」など、ずっと続けてきた議論なのである。

従来の政府解釈と憲法適合性

この「敵基地攻撃論」は憲法上問題ないのか。私自身は自衛隊は憲法9条2項違反の存在と考えるので（これは憲法学界の多数説でもある）、「敵基地攻撃論」も違憲となる。

では、従来の政府の立場から考えたらど

図表Ⅲ-1-2-9 BMD整備構想・運用構想（イメージ図）



2019『防衛省白書』より

うなるか。政府は、自衛隊を違憲としないために、憲法で保持が禁止された「戦力」は「自衛のための必要最小限度の実力を超えるもの」であって、9条のどこにも「実力」保持禁止規定がないから、「実力」は保持できると解釈してきた。「実力」はいわば警察以上軍隊未満の組織であって、他国の軍隊とは違うというのである。そして国会論戦を通じて、自衛隊の海外派兵の禁止（1954年参議院決議）、専守防衛（1955年杉原荒太防衛庁長官答弁など）、集団的自衛権行使の否認（1972年・1981年政府見解）といった制約を確立してきた。また、日本が行使できる自衛権については、自衛権行使の3要件（1954年政府見解）の第1要件で「我が国に対する急迫不正の侵害があること」とする。専守防衛については、「相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法の精神に則った受動的な防衛戦略の姿勢をいう」（『令和2年版 防衛白書』）と説明してきた。

ということとは、「敵基地攻撃」のうち「先制攻撃」（「敵基地攻撃」先制攻撃）ではない）は相手国からの攻撃前の攻撃になるので、従来の政府解釈から許されない。「先制攻撃」

ではない「敵基地攻撃」についても、自衛隊は海外派兵はしない、専守防衛に徹するから合憲としたはずであって、海外で米軍などと同じ兵器で「敵基地攻撃」をするなら、従来の政府解釈からしても違憲となる。そもそも、1956年答弁自体が問題であろう。

その他論点と対抗案

他にも、このような論点がある。確かに、国連憲章51条は国連加盟国に「個別的又は集団的自衛の固有の権利」を認めているが、行使できるのは「武力攻撃の要件」（「国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合」）、「暫定性の要件」（「安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間」）、「均衡性の要件」（自衛の措置は必要範囲内に限定され、いわゆる先制攻撃・予防的攻撃や報復戦争は許されない）を満たした場合であるから、「敵基地攻撃論」は国連憲章違反になる可能性がある。

また、日米安保条約体制では「米軍Ⅱ矛、自衛隊Ⅱ盾」としてきたが、これを転換することになる。実態論としても、朝鮮の移動式ミサイル発射機は約200基もあり、全て攻撃するのは不可能と言われている。装備の点でも、F35戦闘機や巡航ミサイルJSMの購入、いずれも型護衛艦の空母化改

修費など、防衛費がさらに増額することにもなる。

やはり、「敵基地攻撃論」には憲法適合性がないのであるから、断念すべきである。仮に朝鮮のミサイルが脅威なら、対話と外交で解決すべきだ。また、このコロナ禍で必要なのは軍事による国家の安全保障ではなく、人間の安全保障である。安倍政権も

ポストフクシマ、ポストコロナ

山本 義隆

一極集中の危険性

さて、私が「コロナに思う その2」を10・8山崎博昭プロジェクトのホーム・ページに掲載してもらったためにプロジェクト事務局に送ったのは7月14日でした。

その翌日、7月15日の『毎日新聞』夕刊には、法政大学学長・田中優子とコラムニスト・中森明夫のエッセーが掲載されていたのですが、いずれもコロナとの関連で東京一極集中の危険性を指摘するものです。田中は「都内の新型コロナウイルスの感染がなかなか終息しない一因は人口の首都圏集中であろう」と語り、そして普段はもっとと柔らかなテーマを取り上げる中森のエッ

菅政権も「積極的平和主義」を掲げるが、これは欧米のような憲法で軍隊の保持と自衛権行使（「自衛戦争」）が認められた「普通の国」になる路線である。世界には既に26の「軍隊のない国家」が存在するが、日本は憲法通り27ヵ国目の「軍隊のない国家」を目指すべきである。

（しみず・まさひこ／日本体育大学教授・憲法学）

セーも、めずらしく社会的な問題を正面から捉え、熱く語っています。今回だけはストリートに言わなければという中森の思いが伝わってきます。

「新型コロナウイルスによる感染者数は東京都が突出して多い。……東京は異常なのだ。1400万人もが住み、15兆円の予算はスウェーデンにも匹敵する。日本の首都であり、国会議事堂があり、皇居があつて、大手企業の本社や、テレビ局や新聞社のマスメディアが密集している。一極に集中した国家中枢の異様な肥大化ぶりはあまりにも危うい」（中森明夫「ニッポンへの発言」）
誰が見てもコロナの教訓は、一極集中の危険性を明らかにしたことにあります。そ

して、その一極集中を生み出した大きな原因のひとつが、前回見たように、新幹線だったのです。のみならずリニア中央新幹線は、その一極集中をさらに推し進めることになるであろうと予想されているのです。このことは、前回の私のリニア批判でもっとも言いたかったことのひとつなのですが、しかし一般にはあまり知られていないことのようにです。

実際たとえば、1987年にJR東海の社長に就任した須田寛の1988年の書『東海道新幹線』には、東京ー大阪を1時間強で結びリニア新幹線は「首都機能の分散や、国土の均衡ある発展に大いに寄与するものと考えられる」（268頁）とあります。しかし現実には真逆の効果をもたらすと考えられています。実際にも従来の東海道新幹線は、「分散」どころか「集中」をもたらしたのです。

そしてまた大阪維新の会は、一方では東京都に對抗する形で「大阪都」を主張しているのですが、同時にリニア中央新幹線の早期大阪開通を掲げています。しかし「大阪都」構想が東京一極集中にたいするアンチテーゼであると言うのであれば、それはリニア中央新幹線プロジェクトと矛盾しています。大阪維新の会もまた、リニア新幹線が東京一極集中を加速させるものである